

地域防犯力の強化について

コロナ禍以降、そして昨今の物価高や資材価格の高騰以降、それまで無かったような窃盗・盗難の報道を良く目にするようになってきました。

その中でも、長期旅行のため鍵と一緒に車を預かる成田空港周辺の民間駐車場で深夜にレクサスやベンツなど高級車9台が盗難にあったという報道や、人気のランドクルーザーが全国各地で盗難被害に遭ったといった報道などが記憶に鮮明なところではあります。

そうした中で本年6月には、川越市内で自動車販売業を営む、知り合いの会社に停めてあった高級車10台が盗難に遭いました。

成田空港周辺の盗難事件と同様の手口で、深夜に会社事務所を荒らされ堂々と車の鍵を使用しての盗難だったということです。

幸いメーカーのGPSが搭載されており、9台は発見されたとのことですが、残りの1台は未だ見つかっていないとのことでした。

発見時、既に車は売却されており、車の新しい所有者はそれが盗難車とは知らずに乗っていたようです。

他にも別の知り合いの親族が川越市内のコインパーキングで車の盗難に遭い、未だ見つからないと聞いております。

そして今年に入ってから、本市、市有財産においても盗難事件の議会報告がいくつもされております。

まず3月に、道路側溝グレーチングや雨水集中枥が30路線合わせて157枚、4月には6か所の公園で車止め合計46基、5月には資源化センター調節池内の太陽光発電設備のケーブルだけでなく、川越運動公園の自動販売機が5台荒らされ、8月には川越運動公園屋外トイレの配管設備が盗難されるという事件が議会報告されております。

さらに先週は、川越南高校の吹奏楽部の部室より楽器37点が盗難されるといった事件もあったばかりであり、その他にも市内で水道メーターが大量に盗まれるなど、金属類の取引価格の高騰などによって現在、盗難の状況は以前とは大きく変わってきているものと強く感じております。

これまでのように、しっかり家の戸締りをすれば良いというだけでは財産を守ることはできません。だからと言って各家庭で家の外に防犯カメラを設置する訳にはいきません。

だからこそ事件・犯罪を起こさないようにさせる抑止力や起きた際に即座に犯人に検挙に繋がるような地域防犯力の強化が欠かせないものと考えます。

これまでにもこの議場で何人もの方が、防犯カメラ設置に対しての補助金導入などを取り上げてきましたが、今回私からも地域防犯力の強化のために市として出来ることを、質問を通して提言してまいりたいと思います。

まず1点目としまして、

【1回目】

●市内の刑法犯認知件数の推移と最近の窃盗事件の傾向、についてお伺いします。

A：市内の刑法犯認知件数の推移と最近の窃盗事件の傾向について、でございます。

はじめに、埼玉県警察で把握している市内の刑法犯認知件数でお答えしますと、過去5年間の1月から12月における件数は、

令和元年 2619件

令和2年 1996件

令和3年 1805件

令和4年 2152件

令和5年 2388件

となっており、コロナ禍で大きく減少しましたが、その後の人流等の増加により、件数が増加傾向でございます。

次に市内における、最近の窃盗事件の傾向につきましては、自転車盗が依然として多く発生しているほか、今年に入りエアコンの室外機、給湯器等の盗難及び、太陽光パネルの銅線や道路側溝のグレーチングなどの金属類の盗難被害が発生しているところでございます。

2点目としまして、

●市で設置している防犯カメラ及び自治会や商店街で設置している防犯カメラの台数と防犯カメラ映像の警察への提供はどのように行われているのか？

A：防犯カメラの設置状況と映像の提供についてでございます。

市で設置している防犯カメラは、令和6年3月1日現在429台となっております。

自治会につきましては、令和5年度末において3つの地区で合計8台の防犯カメラを設置していることを把握しており、商店街につきましては、令和5年度末現在、川越市商店街振興促進補助金等により設置している防犯カメラが107台となっております。

次に、防犯カメラ映像の提供につきましては、「川越市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」等によりまして、法令に基づく警察からの捜査事項照会を受けた設置管理者により、必要な範囲で画像の閲覧やデータの提供を行うなどの適切な対応をとるよう呼び掛けております。

3点目としまして

●自治会や事業所などが防犯カメラを設置する際のガイドラインについてどのような内容なのか、お伺いします。

A：自治会や事業所で防犯カメラを設置する場合のガイドラインについて、でございます。本市では、市内において防犯カメラを設置する際に配慮すべき事項等を定めた「川越市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を平成29年9月に策定し、防犯カメラの設

置者に対しガイドラインに基づく適切な運用を求めることとしております。

本ガイドラインにつきましては、防犯カメラの設置及び運用に関する基準を策定することや、配慮すべき事項として、防犯カメラを設置している旨の表示を行うこと、撮影した画像の適切な管理、閲覧や提供の制限等について規定をしております。

本年6月に、犯罪予防や青少年の健全育成など地域安全活動に積極的に協力し、犯罪のない環境を維持することを目的とした、約50社の事業所・経営者から成る川越地区事業所防犯連絡協議会に出席する機会がありました。

その場におきまして防犯カメラ付き自動販売機、通称見守り自動販売機についての説明を聞くことができました。

見守り自動販売機は、一般的な自動販売機の購入用の見本の一部が防犯カメラになっており、365日24時間常時録画をして約1か月間、画像の保管ができるものであり、昨今の盗難事件の抑止や解決に対して非常に有効な手段だと感じました。

そこで4点目としまして、

●見守り自動販売機の市内設置状況と県内他市の設置事例についてお伺いします。

A：見守り自動販売機の市内の設置状況と県内他市の設置事例について、でございます。

見守り自動販売機とは、防犯カメラを内蔵した飲料等の自動販売機と認識しております。

市内の設置状況につきましては、取扱事業者を確認した範囲でお答えしますと、市内2か所に設置されていることを把握しております。

次に県内他市による設置事例につきましては、上尾市、深谷市、日高市、坂戸市、鶴ヶ島市などが設置していることを把握しており、主な設置場所につきましては、犯罪の防止や子供の見守りを目的に人通りの多い駅周辺や公園などに設置されております。

先に、自治会や事業所などが防犯カメラを設置する際のガイドラインについてお伺いしましたが、5点目として

●見守り自動販売機の設置に対してもガイドラインは適用されるのか？

A：市のガイドラインの適用についてでございます。

見守り自動販売機につきましても、不特定多数の方が利用する場所に設置するものについては、他の防犯カメラと同様に、「川越市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の規定に基づく適切な運用を求めるべきであると認識しております。

設置の際には、事前に取扱事業者と設置者によるガイドライン等の規定内容についての共有を図った上で、設置を進めていくべきであると考えております。

6点目としまして、

●見守り自動販売機の設置に際して、県内他市では自治体がどのように関わっているのか、

お伺いします。

A：他市における見守り自動販売機の設置に際しての関わり方について、でございます。
見守り自動販売機の設置を推進している自治体では、見守り自動販売機の取扱事業者、市町村を管轄する警察署と自治体の3者で協定を締結しまして、自治体自らの設置や地域での設置の促進を図る例が多い状況でございます。

現在の本市の自動販売機の状況についても確認させていただきます。

7点目としまして

●本市公共施設及び市有地への自動販売機設置台数について。

A：本市の公共施設及び市有地への自動販売機設置台数についてでございますが、令和6年7月1日現在、153台でございます。

8点目としまして、

●本市公共施設及び市有地への自動販売機の設置場所及び設置の手続きはどのように行われるのか、をお伺いしまして1回目とします。

A：公共施設及び市有地における自動販売機の設置場所及び設置の手続きについて、でございます。

自動販売機の設置につきましては、公共施設及び市有地の本来業務に支障をきたすことのない場所に設置をしております。

手続きにつきましては、公共施設及び市有地の所管部署からの設置希望を取りまとめ、公募による一般競争入札を実施し、3年間の賃貸借契約を結ぶことを基本としておりますが、使用場所、目的等を考慮し、行政財産の目的外使用許可として取り扱う場合もございます。

【2回目】

それぞれご答弁いただきました。

刑法犯認知件数はコロナ禍で一度減ったもののコロナ禍以降、再び増加傾向にあるということ、そして最近の傾向は、以前より多かった自転車盗難に加えて、報道でも良く見かけるようなエアコン室外機や、太陽光パネルの銅線、グレーチングなど金属類の盗難被害が増えているとのことであり、やはり資材・金属価格の影響を受けてのものであると推察します。
市内防犯カメラ設置台数については、市で設置しているものが429台、自治会が8台、商店街が107台とのことであり、過去の議事録から令和4年12月時点で市で設置しているものは405台だったことが確認できますので、少しずつ増えてきているものと理解しました。

また本市公共施設及び市有地には153台の自動販売機があり、その設置手続きについては所管部署からの自動販売機設置申請に基づいて一般競争入札を実施し、基本3年の賃貸借契約によって設置を行うものとのことでした。

見守り自動販売機の県内他市の設置事例については、近隣市でも多く設置が進んでいるということ、また防犯カメラ設置に際して配慮すべき事項として適用されるガイドラインについては見守り自動販売機にも適用されるべきとのご答弁でした。

そして、その見守り自動販売機は現在市内2か所に設置されているとのことですが、防犯カメラとしての観点から、2回目の1点目としまして、

●見守り自動販売機と一般的な防犯カメラとを比較した際のメリット、についてお伺いします。

A：見守り自動販売機のメリットについて、でございます。

まず設置費用につきまして、公共施設に防犯カメラを設置した最近の事例で申し上げますと、カメラの性能や設置状況により違いがございますが、本体価格や工事費等を含め、1台あたり約70万円の費用負担が生じております。

一方、見守り自動販売機につきましては、設置費用のすべてを取扱事業者が負担することにより、設置者に防犯カメラの導入負担が生じないことがメリットとなっております。

また、一般的に高所から映す防犯カメラの画像は、帽子などの影響により顔等の認識がしづらい面がございますが、人の目線の高さで撮影する見守り自動販売機は、人等の判別がしやすいこと、さらには、見守り自動販売機は、撮影したデータの管理を取扱事業者が行うため、設置者の管理負担が少ないことなどがメリットと考えております。

つぎに自動販売機としての観点から2点目としまして、

●見守り自動販売機と一般の自動販売機との収益及び初期費用・ランニングコスト面の違い、についてお伺いします。

A：見守り自動販売機と一般の自動販売機との費用面での違いについて、でございます。

取扱事業者を確認した範囲でお答えしますと、一般の自動販売機の場合は、通常、設置費用や維持管理費用は取扱事業者が負担することとなり、設置者には売上のうち20%から30%程度が収益として入ることとなります。

一方、見守り自動販売機につきましては、設置費用、維持管理費用のほか、防犯カメラ設置及び維持管理費用についても取扱事業者が負担することとなっておりますが、売上は防犯カメラの維持・管理費用に充てられることから、基本的には設置者に収益が発生しないこととなっております。

県内他市における見守り自動販売機の設置に際しての自治体の関わりについてもご答弁いただきました。

多くの自治体では取扱事業者及び警察との三者協定を締結しているとのことでしたが、3点目としまして、

●警察及び取扱事業者との三者協定を締結することのメリットについて、をお伺いしまし

て2回目とします。

A：警察及び取扱事業者との協定を締結することのメリットについてでございますが、市が協定に参加することで、市民の防犯意識の向上や防犯カメラ設置の機運を高める効果を期待することや、設置の調査・検討にあたって取扱事業者の協力が得やすくなることなどが考えられます。

また、予め設置場所の共有を図るとともに、情報提供の方法を取り決めておくことで、事件、事故等の発生時に、より円滑な画像の提供等が行われることを期待するものでございます。

【3回目】

それぞれご答弁いただきました。

見守り自動販売機と一般的な防犯カメラとの比較では、一般的な防犯カメラの設置費用が約70万円掛かるのに対して、見守り自動販売機では設置費用のすべてを取り扱い事業者が負担するため設置者の負担は生じないとのことでした。

また撮影した映像の比較でも、一般的な防犯カメラが高所からの撮影に対して見守り自動販売機は人の目線からの撮影のため顔の認識がし易いということでした。

さらには撮影したデータ管理についても事業者が行うため設置者の管理負担が少ないとのことであり、特に防犯カメラを導入したいが費用が高いために断念していたような場所には費用が掛からず設置できる見守り自動販売機は最適だと感じます。

見守り自動販売機と一般的な自動販売機の費用・収益面での比較についてもお答弁いただきました。

費用面はどちらも事業者負担のため設置者に負担は掛からないものの、収益面では一般的な自動販売機が売り上げの20%から30%程が設置者の収益となるのに対して、見守り自動販売機では内蔵されている防犯カメラの維持・管理費用に充てられるため、基本的に設置者には収益が発生しないとのことであり、収益面でのデメリットもあることを理解しました。

ただ、公共施設や市有地においては収益を上げることを目的のひとつとして自動販売機を設置していると認識はしつつも、駅周辺や公園、一番街を中心とした観光地など防犯上必要な場所については、収益を目的するのではなく犯罪に対しての抑止力を上げることを目的とすることも必要ではないかと考えます。

また、一般的な防犯カメラが約70万に対して、見守り自動販売機であれば導入コストがゼロである代わりに収益もゼロで長い目で見れば一般的な防犯カメラが良いのではないかと考えるもあるかもしれませんが、一般的な防犯カメラであっても維持管理費用は掛かり、防犯カメラ自体の耐用年数も当然あるでしょうから、いずれ買い替えなければならなくなることや故障時のことを考えれば、見守り自動販売機は導入し易いと考えられます。

警察及び取扱事業者との三者協定を締結することのメリットについてもご答弁いただきました。

三者協定を締結することで、防犯意識向上や防犯カメラ設置の機運向上、また設置の調査・検討にあたって取扱事業者の協力が得やすくなることなどが考えられ、また予め設置場所の共有を図ることができ、事件・事故等の発生時に円滑な画像の提供等に繋がるということです。

1回目の市内の見守り自動販売機設置状況について2か所に設置されているとご答弁をいただきましたが、実際にはこの2か所は既に設置されていたものの、今回の質問に際して取扱事業者を確認して初めてその場所を市が認識した状況であり、設置場所が取扱事業者と設置者の間でしか共有されていないこととなります。

当然、「見守り自動販売機設置の際には、事前に対象事業者と設置者によるガイドライン等の規定内容についての共有を図った上で、設置を進めていくべき」とのご答弁通りにもなっていないこととなります。

さらには事前に調べさせていただいたところ、2か所のうち1か所は民間コインパーキングですが、もう1か所は埼玉県公園緑地協会が川越水上公園内に設置したものであり、本年8月には警察から画像提供の依頼も受けたということであり、このような情報が市に共有されていないということは問題があると感じます。

であるからこそ、そのような状況にならないように県内他市の多くは三者協定を締結しているのではないのでしょうか。

また見守り自動販売機が自治体設置のもの以外にも増えていくことは、子供たちを見守る目が増え、本市の至る所に見守り自動販売機が設置されているということが広く認知されることで犯罪抑止に繋がり、地域防犯力の強化に繋がるものと思います。

そして現在本市、公共施設及び市有地には153台もの自動販売機があり、場所によっては基本3年の契約期間満了後、見守り自動販売機に変更して防犯力を強化することも可能です。

そこで最後の質問としまして、

●地域防犯力強化の観点より、警察及び取扱事業者と協定を締結し、駅や公園など防犯上重要な公共施設や市有地に見守り自動販売機の設置を進めるとともに、見守り自動販売機について広く市民・事業所等へ周知し設置促進をしていくべきと考えますが市の考え、をお伺いしまして私の一般質問とします。

A：・見守り自動販売機の設置促進における市の考えについてでございます。

見守り自動販売機につきましては、一般的に防犯カメラを導入する際の課題となる導入費用やデータ管理の負担が少ないことから、これまで導入の必要性がありながら設置が進んでいない場所などに有効なものと考えられます。

防犯カメラを設置する際の一つの手段として、庁内に周知をしていくとともに、地域におい

ては、見守りの目が増えることで地域の人々の安心感の醸成などの効果が見込まれ、地域の防犯力の強化に繋がるものと考えられますことから、自治会等への地域団体への周知や警察及び取扱事業者との協定の必要性も含め検討をしてみたいと考えております。